

お知らせ

障害者自立支援法シンポジウム
「あなたはご利用していますか？」

障がい福祉課

☎973-5452

障害者自立支援法が始まって3年が経過しました。実際に利用されているみなさまや相談支援員より、現状の報告をしていただきます。

【と き】 1月22日(木)

午後2時～午後4時

(開場 午後1時30分)

【ところ】 市民芸術劇場 燈ホール

【定員】 300名

【入場料】 無料

第4回うるま市生涯学習フェスティバル

「ずっともちたいね

学びのころ 人とのきずな」

社会教育課

☎978-2227

関係団体及び各種サークル等の舞台発表・展示発表、実演・体験学習、グラウンドゴルフ、駅伝大会、ゲートボール大会、軽スポーツなど

【と き】 2月7日(土)～2月8日(日)

午前9時～午後5時

【ところ】 具志川総合体育館

【参加料】 無料

庁舎間連絡バスを3月まで継続運行します!

複数の庁舎を利用する市民の利便性の向上を図るとともに、庁舎間連絡バスの需要調査を目的に運行している「庁舎間連絡バス」を3月31日(火)まで継続運行することになりましたので、どうぞお気軽にご利用ください。

※運行時刻及び経路については、ホームページか各庁舎ロビーに設置してあるチラシをご覧ください。

市民生活課 ☎973-5487

事業主の皆様へ

償却資産(固定資産税)の申告について

会社や個人で工場や商店などの事業等をされていて、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産(償却資産)をうるま市内に所有している方、並びに市内の事業所にリースされている方は、毎年1月1日現在の状況を申告することが義務付けられています。

申告用紙については12月中に送付していますが、届いてない場合や新規に事業を始めた場合は、ご連絡をお願いいたします。後日郵送いたします。

(ホームページからのダウンロードも可能です。)

【申告受付】

受付期間 : 1月5日(月)～1月30日(金)

受付時間 : 午前8時30分～午後5時
(正午～午後1時の間は除く)

受付場所 : 本庁2階 資産税課

尚、最終日は大変な混雑が予想されますので、早めの申告をお願いいたします。

平成21年度分の償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いることとなります。

平成20年度の税制改正で、償却資産申告書の第26号様式の一部が改正、さらに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

※詳しい申告方法等の内容については、申告書と一緒に送付いたしましたので再度ご確認ください。

資産税課 ☎973-5394

3月は保険証の切り替え時期です

2月28日までに国民健康保険税を全額納付した世帯は、保険証が3月中に配達されます。

次の世帯は、国民健康保険課の窓口で直接切り替えることとなります。

- ①国民健康保険税に未納がある世帯
- ②住所の異動などで、手続きの必要がある世帯

※学生や施設入所者の遠隔地保険証は、国民健康保険課の窓口で交付いたします。

- ・在学、在園などの証明書を必ず持参のうえ、手続きをしてください。
- ・保険証が配達された世帯は、保険証も必ず持参してください。

国民健康保険税を未納のまま放置すると、督促料や延滞金が発生し、支払いが難しくなってきます。事情があつて納期どおりに収めることが難しい場合は、国民健康保険課の窓口で納付相談をしてください。よろしくお願いいたします。

国民健康保険課 ☎973-3202